第1号様式(差押換拒否通知書)

|  |
| --- |
| 差押換拒否通知書 |
| 年　　月　　日請求者住(居)所氏名　　殿小野町長　氏名年　　月　　日付であなたから請求のあつた差押換については、下記の理由により応じることができません。　なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 被相続人滞納者 | 住(居)所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 差押換を拒否する理由 | 　 |
| 　 |
| 　 |
|  |
| 　 |
| 備考 | 　 |
| 　 |

記載要領

一　この通知書は、国税徴収法第50条第2項又は同法第51条第3項の規定により差押換の請求を拒否する場合に使用する。

二　「備考」欄には必要に応じて、差押換請求の目的となった差押の年月日等を記載する。

三　「滞納者又は被相続人」欄については、いずれか不用の方の文字を抹消する。